

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 5 1 号
件 名	葛塚中学校舎設計監理業務委託に関する（株）安藤忠雄建築研究所との随意契約について
要 旨	<p>葛塚中学校舎の設計監理業務委託費総額約1億4,000万円超を（株）安藤忠雄建築研究所に支払ったが、それは豊栄市首長小川竹二による正当事由のない違法な随意契約によるものと考察する。</p> <p>表題契約業者選定の理由は建設課都市計画室建築係係長が、「葛塚中学校基本設計について（伺い）」の起案書を作成し、①学校教育の考え方、②設計に対するイメージ、③業務の進め方の3点を挙げ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用法令として、起案所管建設課、学校教育課等を経由し会田教育長、竹内松治収入役、桑野誠司郎助役から最後に小川竹二市長が決裁、一連の業務請負契約が締結されて上記契約金が支出されたものである。</p> <p>その契約は随意契約であるが、地方自治法第234条第2項（契約の締結）に沿った地方自治法施行令第167条の2（随意契約）に随意契約締結が可能とされる条件が定められているが、本件事案の設計請負契約に関する指針とした地方自治制度研究会編集による「地方財務実務堤要」（5,881ページ）によれば、「建築設計業者の委託契約がアイデアとか設計者の個性とかという他の契約との性質の差異があることの事由をもって一律に競争入札によって契約することが適当ではなく、随意契約が可能であると断定することはできません。」（原文のとおり）とある。</p> <p>以上の政府行政所管庁の指針に照らし、（株）安藤忠雄建築研究所との本件随意契約に正当性はなく、地方公共団体統轄代表者であり執行権者の豊栄市長小川竹二の法令違反が明らかである。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成22年12月7日 文教経済常任委員会
受 理	平成22年12月1日 第415号

その違法行為に関し、平成20年3月3日住民監査請求書を作成して監査委員事務局へ提出したが、建築士法施行規則第21条（帳簿の備付け等及び図書の保存）に基づく請負業者の図書保存期限平成21年5月26日が、地方自治法第242条第2項の「終わった日から1年」の条文に該当するとの主張は通用せず、住民監査請求期間の徒過を理由に受理されなかった。

そのため、平成21年3月19日、北区長あて（株）安藤忠雄建築研究所との随意契約の理由に関する質問を行ったが、「……適法に処理、執行されていると……」とのあいまいな返答を受け、違法性に関する説明には応じないものであった。

なお、イギリスの地方都市にある図書館に酷似した豊栄市図書館設計監理委託業務契約においても、一般市民を交えた15人で構成する建設検討委員会報告書及びプロポーザルエスキス予定を全く参考とせず、都市計画課建築係係長が起案した「図書館基本設計委託について（伺い）」を関係者が順次了承し、豊栄市首長の権限で随意契約を締結して、（株）安藤忠雄建築研究所に対して設計監理請負金として総額金約7,400万円を支払っている。

このような地方自治体執行機関による地方自治法第138条の2（執行機関の義務）の違背は、平成22年9月10日陳情の別件「新潟東港横土居地域対策協議会」運営（違法実態の一部、予算要求を超えた公金の詐取、それらを地元有力者に委員手当として配分し、酌婦つき酒宴を供した行為は善良純朴な住民の一部委員に対して一般住民にない名誉又は権力を付与されたが如き誤解を与えている。それらの行為は同法第260条の2第6項（地縁による団体）の遵守を排した地域支配の影響であり、同法第10条第2項（住民の意義及び権利義務）を侵し、横土居自治会の民主的な運営を望む者に与えた打撃は深刻である。）と同じ違法行為の繰り返しであり、地域社会における社会生活の法規範を自主制定し、それを強要する権能者である執行機関所管長が、みずから法令を犯して説明責任を拒否することは許されるものではない。

議会には市民の請願や陳情を受けて行政の適否を調査し、意見を陳述する活動がある。当該陳情事件は執行機関の独善的専断であり、その違法行為を明確にして公表する必要がある。ゆえ、地方自治法第98条（検査及び監査の請求）、同法第100条（調査権）に基づいた監督権行使による実状の掌握と、同法第99条（意見書の提出）、及び同法第96条第1項（議決事件）等に基づいた施策の行使を陳情する。